

第 51 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 29 年 2 月 2 日 (木)
		午前 10 時 00 分
場	所	大阪市役所 屋上階 (P 1) 会議室

大阪市都市景観委員会（第51回）

1. 開催日時 平成29年2月2日（木）午前10時00分～午前11時01分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長 橋 爪 紳 也

委員長代理 嘉 名 光 市

委員 岡 田 昌 彰

中 嶋 節 子

長 町 志 穂

橋 寺 知 子

松 岡 聡

山 納 洋

（2）府 側 戸 田 都市空間創造室長

（3）市 側 横 山 建設局管理部路政課長

寺 川 建設局企画室長

木 下 建設局公園緑化部調整課長代理

野 口 都市整備局企画部長

美 濃 出 港湾局営業推進室長

植 木 文化財保護課長

事務局（都市計画局） 川 田 都市計画局長

角 田 計画部長

友 田 計画部都市景観担当課長

中 西 計画部都市景観担当課長代理

松 崎 計画部都市計画課 担当係長

松 村 計画部都市計画課 担当係員

大 中 計画部都市計画課 担当係員

4. 会議次第

1 開会

2 議題

(1) 委員による委員長の互選

(2) 部会の設置及び継続について

(3) その他（報告事項）

- ・大阪市景観計画変更案のパブリック・コメントの実施結果について
- ・大阪市景観計画の変更について

3 閉会

〔配付資料〕

議題（1）（2）関係

- ・資料1 都市景観委員会 委員名簿
- ・資料2 都市景観委員会での審議事項等

参考資料1 大阪市都市景観委員会運営要綱

参考資料2 都市景観資源検討部会運営要綱

参考資料3 大阪市都市景観条例の改正について（概要）

参考資料4 大阪市都市景観条例新旧対照表（※）

議題（3）関係

- ・資料3 大阪市景観計画変更案のパブリックコメントの実施結果について
- ・資料4 大阪市景観計画（変更案）（※）

（※）委員限り資料

5. 議事の概要

○中西都市景観課長代理

定刻が参りましたので、ただいまより第51回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理中西と申します。よろしくお願ひします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中8名の方にご出席をいただいております。

本日は委員委嘱後の初の委員会となっておりますので、最初にご出席いただいております委員の皆様方を事務局よりご紹介させていただきます。

委員名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

まずは近畿大学理工学部社会環境工学科教授、岡田昌彰委員でございます。

○岡田委員

岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

大阪市立大学大学院工学研究科准教授、嘉名光市委員でございます。

○嘉名委員

嘉名でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

京都大学大学院人間・環境学研究科教授、中嶋節子委員でございます。

○中嶋委員

中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

LEM空間工房代表取締役、長町志穂委員でございます。

○長町委員

長町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

大阪府立大学21世紀科学研究機構教授、橋爪紳也委員でございます。

○橋爪委員

おはようございます。橋爪でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

関西大学環境都市工学部建築学科准教授、橋寺知子委員でございます。

○橋寺委員

橋寺です。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

近畿大学建築学部建築学科教授、松岡聡委員でございます。

○松岡委員

おはようございます。松岡です。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

大阪ガス株式会社都市魅力研究室室長、山納洋委員でございます。

○山納委員

山納でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

なお、本日欠席されておりますが、大阪市立大学大学院法学研究科教授、阿部昌樹委員、大阪大学大学院工学研究科教授、加賀有津子委員、大阪府立大学大学院生命環境科学研究科准教授、加我宏之委員、あわせまして11名の委員の皆様にご就任いただいております。

続きまして、大阪府大阪市の関係者をご紹介します。

大阪府住宅まちづくり部都市空間創造室、戸田室長でございます。

○戸田都市空間創造室長

戸田でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

大阪市建設局管理部路政課、横山課長でございます。

○横山路政課長

横山でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

建設局企画室、寺川室長でございます。

○寺川企画室長

寺川でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

建設局公園緑化部調整課、木下課長代理でございます。

○木下調整課長代理

木下でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

都市整備局企画部、野口部長でございます。

○野口企画部長

野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

港湾局営業推進室、美濃出室長でございます。

○美濃出営業推進室長

美濃出です。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

最後に事務局の紹介をさせていただきます。

都市計画局長、川田でございます。

○川田都市計画局長

川田です。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

都市計画局計画部長、角田でございます。

○角田計画部長

角田でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

都市計画局計画部都市景観担当課長、友田でございます。

○友田都市景観課長

友田でございます。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

都市計画局計画部都市計画課担当係長、松崎でございます。

○松崎都市景観係長

松崎です。よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

あと、教育委員会事務局総務部文化財保護課長、植木課長につきましては、出席予定となっておりますので、このあと出席されるかと思えます。

それでは本委員会の開会に当たりまして、都市計画局長、川田より一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川田都市計画局長

川田でございます。おはようございます。

委員の皆様方、大変お忙しい中、景観委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

この景観委員会ですが、平成11年2月に設置して、かれこれ17、18年になります

が、これまで51回開催し、今年度は今日で4回目ということで、新しい先生方、それと継続して委員になっていただいている先生方、初めての改選で9期目の委員委嘱と、また引き続きご審議のほどお願いしたいと思っています。

今日の議事次第にもありますが、大阪市の景観計画を10年ぶりぐらいに改訂するというので、平成26年度からずっとご審議いただいてまいりました。

昨年の3月に今後の景観施策のあり方の答申をいただきまして、それ以降、新しい景観計画についてご審議を賜りまして、12月の都市計画審議会のほうで、この景観計画について意見聴取ということをしていただいたところ、特に異論はないということでした。

今年の2、3月の市議会に景観条例の改正案を上程しようと思っております。

それをもって、まずは10年ぶりに新たな景観計画の基礎固めができたかなと思っております。

今後ですが、一旦新しい景観計画を作りましたけれども、これからさらに深めていったり、広げていったりする分野がたくさんあると思います。

眺望景観であるとか、夜間景観とかそういった議論もまだまだ十分議論は尽くされていませんので、継続して検討していかないといけないと思っていますし、議会のほうとかも、最近色々なところでインバウンドといいますか、海外の方から見た景観とはどういうものなのだろうかと、そういった議論もありますので、追々そういうことも含めて、幅広くご審議いただければと思っております。

引き続き、専門的な観点から皆様方のご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

それでは議事に入ります前に、配付資料の確認をお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の資料の一番上に、議事次第を置かせていただいております。

次に、出席予定者のリスト、裏面が配席図になっております。

以上、資料が続いております。

資料1、大阪市都市景観委員会の委員名簿。

資料2、左上にホッチキス止めになっておりますが、都市景観委員会での審議事項等。

次に左上ゼムクリップで止めておりますが参考資料となっております。

参考資料1、大阪市都市景観委員会運営要綱。

参考資料 2、都市景観資源検討部会運営要綱。

参考資料 3、大阪市都市景観条例の改正案について（概要）。

そして参考資料 4、都市景観条例の新旧対照表となっております。

次に資料 3、大阪市景観計画変更案にかかるパブリックコメントの実施結果。

1 番分厚いものが、ご指摘賜りました大阪市景観計画の変更案となっております。

その他列記関係としまして、大阪市景観計画の現在の届出の手引きを出していただいております。

その下に今検討段階ですが、新たな届出の手引き、景観読本と書かれているものになっております。

最後、委員の先生方にはこちらの資料ファイルを置かせていただいております。

以上でございます。

お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、こちらの届出の手引きと資料ファイルにつきましては、委員会終了後回収させていただきますので、お帰りの際にお席に置いたままでお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、しばらく進行役のほうで進めさせていただきたいと存じます。

まず、本日一つ目の議題でございますが、委嘱後初めての委員会でございますので、最初に（1）委員による委員長の互選から進めさせていただきたいと思っております。

委員長につきましては、大阪市都市景観規則第 17 条第 1 項の規定により、委員の皆様の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦を頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。

○嘉名委員

橋爪委員がよろしいのではないかとご提案したいと思います。

ご承知のように光のまちづくり推進委員会の委員長もされておりますし、中之島の水辺あるいは御堂筋など、大阪市内の都市景観あるいはデザイン誘導などにこれまでも深く関わっておられて、造詣も深いということでございますので、適任ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中西都市景観課長代理

ただいま嘉名委員のほうからご推薦頂戴しましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは橋爪委員に委員長をお願いしたいと思います。

橋爪委員、委員長席のほうにお移りいただきたいと存じます。

まず、委員長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○橋爪委員長

ただいま委員長を拝命させていただきました橋爪でございます。よろしくお願ひいたします。

思えば、私が最初に学術論文に関する論集を書いた最初の本が、1988年に出版した景観からのまちづくり、という本でございました。

私は屋外広告物条例について書いたのですが、その後、大阪大学の博士課程におきましても、上町台地からの眺望とか水辺の眺望の研究、あるいは夜間景観の研究などを当時しておりました。

今回の委員長拝命は、30年かかると研究者の原点に立ち返ってくると、ぜひしっかりやらなければと思っております。

当時大阪大学の研究室のほうで、大阪市の景観をどうしていくかという基本的な考え方を作っていた時期でありまして、そのお手伝いをさせていただいております。

近年では夜景づくりに関わって十数年経っておりますが、この間の技術的な進化等もさまざま、あと景観に関する考え方も最初に私が景観の研究とかを若いとき着手したころから思うと、超高層ビル街が梅田とか中之島とか、当時とは違う基調となる景観ができてきておりまして、新しい現時点におけます課題とかを見ながら、新たな景観条例のもとによりよい大阪の景観を作っていかなければならないと思っております。

その30年前のことを思い出しますと、やはり春夏秋冬、四季折々の景観とか、生駒の山並みなど、都心部から周辺部はどう見はらせるのかというふうな、そういうこともずっと考えており、計画部の景観計画の中でどう考えるのかということも、議論した覚えがございます。

また新しい景観形成とか、さきほど局長ご挨拶にもございましたように、観光客とか、従来は市民の方の景観というのが前に出ておりましたが、それだけではないというふうな

視点も加味しながら、進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

ありがとうございます。

続きまして、大阪市都市景観規則第17条第3項の規定により、委員長職務代理者につきましては、委員長が指名することとなっております。

橋爪委員長、いかがいたしましょうか。

○橋爪委員長

では、委員長職務代理者ということで、前期に引き続きまして、嘉名委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○中西都市景観課長代理

それでは、嘉名委員に委員長職務代理者をお願いしたいと存じます。

嘉名委員、委員長職務代理者席のほうにお移りいただければと思います。

これからの議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

それでは本日の議題、3件ございますが、その前に都市景観委員会運営要綱3の(3)に基づきまして、今回の議事録署名人といたしまして、中嶋委員と長町委員の2人にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議題の(2)部会の設置及び継続について事務局から説明をさせていただきます。

○事務局

部会の設置及び継続についてというタイトルの議題ですが、少し都市景観委員会の役割から改めて確認してまいりたいと思います。

資料2をご覧ください。

この都市景観委員会ですが、都市景観条例に基づいて設置しております。

資料に6つほど項目がありますが、このような事項について委員会の意見を聞くとされております。

これまでも景観計画の策定とか、以前には景観計画推進計画の策定、そういったところにおきましてご意見いただいております。

また、6つ目ですが、都市景観資源の登録では、委員会の下に都市景観資源検討部会を設置いたしまして、都市景観資源の登録に際しまして審査いただいて、ご意見いただいているところでございます。

その他、良好な都市景観の形成に関する技術的または専門的な事項について、市長の諮問に応じ、調査または審議するとともに、市長に意見を述べることができるとされております。

参考までに2枚目に、大阪市都市景観条例の委員会に関する条項の抜粋をつけさせていただきます。

次の1枚目に戻りまして、今後の委員会の審議についてですが、先ほど局長の挨拶にもありましたが、この2年間ほどで都市景観委員会を密度濃く開催いたしまして、今後の景観施策のあり方について、答申をまとめていただきました。

そして、その答申を踏まえた景観計画の変更の内容についてご議論いただきまして、おかげさまで新しい景観計画を策定することができたところでございます。

今後、平成29年3月と書いてありますが、都市景観条例を改正していきます。

10月から新しい景観計画と条例を施行していくことを予定しております。

今後、この委員会の役割といたしましては、新しい景観計画の各種施策の取り組み、運用開始に向けて、その手続マニュアルや各種審査要領といったものを作成していきますので、これについてご意見いただければと思っております。

そのほか、答申でご提言いただいている事項の中で、先ほどもありましたが、(1)の夜間景観、あるいは(3)の眺望景観については、今後も検討を深めていく必要があると考えております。

委員の先生方には色々教えていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回景観計画にも位置づけております(2)の景観重要建造物、樹木の指定と、あるいは(4)の地域景観づくり推進団体の認定については、委員会でご審議いただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に委員会の下に設置している部会についてですが、現在も設置されております都市景観資源検討部会です。

これは24区で順に選定を進めておりまして、最後に東住吉区と西成区の2区の登録を残している状況です。

その登録に向けた作業を進めてまいりますので、この部会で審議していただきたいと考えております。

あとは、24区で登録されますと、今後それをどう活用していくのかについても、またご意見いただくことになるかと思っております。

さらに、景観重要建造物あるいは景観重要樹木の指定に関することについても、議論をスタートしていくことになるかと思っております。

こちらの都市景観資源検討部会につきましては、来月からスタートしていきたいと考えておりますので、後ほど橋爪委員長から部会の委員及び部会長の指名をお願いしたいと思っております。

この部会、現在4名の委員で構成しておりますが、今期から5名で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、その他の部会の新規設置としておりますが、各種景観協議を円滑に進めていくため、仮称としておりますがデザイン審査部会を設置したいと考えております。

これは新しい景観計画の中に都市景観委員会に専門部会を設置し、学識経験者の専門家の意見を聞くことができる仕組みを導入しますということをやっておりますので、それに基づくものです。

あと、デジタルサイネージと書いていますが、現在建築美観誘導デザイン会議という会議を設けておりまして、ここでデジタルサイネージに関する審査を行っております。

これも新しい景観計画の運用開始にあわせましてデザイン審査部会に統合していきたいと考えております。

もう一つ、何度も言います夜間景観や眺望景観の施策の検討を行う際に、技術的なところを集中的に検討できるよう、必要な時期にこれも仮称としておりますが、景観形成推進方策検討部会を設置してまいりたいと考えております。

以上3つの部会を今後設置していきたいと考えておりまして、そのイメージとして簡単な図を裏面に載せておりますのでご参照いただければと思います。

なお、先ほどもありました、現在都市景観条例の改正の作業を鋭意進めております。

参考資料3と4に、その改正の概要と条例案、新旧対照表を用意しております。

ここで今申し上げました都市景観委員会の役割についても改めて条例の中で整備していくこととなります。

条例改正の概要につきましては、後ほどまた改めて説明させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

何かご質問、ご意見ございましたら、お願ひいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

もう一度確認します。よろしいですか。

特にご質問、ご意見ないということでございますので、都市景観資源検討部会の継続設置については、皆さんご異論なかったということで進めさせていただきたいと思ひます。

あと、デザイン審査部会、景観形成推進方策検討部は、ともに仮称でございますので、また名称など確定してから、10月施行に向け6月ころ設置、あと10月ころ設置という2部会の設置に向けて、方向性をご了解いただくということでさせていただければと思ひます。

ありがとうございました。

では続きまして、今のご確認いただきました部会に関しまして、都市景観規則第19条第2項及び第3項の規定によりまして、委員長が委員を指名し、かつ、委員の中から部会長を指名するというところでございます。

僭越ではございますが私の方からご提案させていただきたいと思ひます。

まず、部会長に関しましては、前期から当部会の委員をされている岡田委員にお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○岡田委員

結構です。

○橋爪委員長

では岡田部会長就任、よろしくお願ひいたします。

それと残り4名、今回5名ということでございますが、同じく前期から委員をお願ひしている橋寺委員、さらに先ほど事務局より、当部会において都市景観資源及び景観重要建造物・樹木について調査・検討を行うとのことですので、建築デザイン、緑化なども審査の対象ということでございますので、松岡委員にお願ひしたいと、あと大阪府立大学の加我委員、あと山納委員にお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日は加我委員がご欠席ですが、3名の方が出席されていますので、よろしくお願いたします。

加我委員に関しましては、事務局のほうで確認をとっていただければと思います。

○事務局

事務局で確認させていただきまして、またご報告させていただきます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では(3)その他案件でございます。

事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

その他の報告事項の一つ目としまして、大阪市景観計画変更案のパブリックコメントの実施結果についてでございます。

資料3でございます。

このパブリックコメント意見募集は大分前になりますが、9月20日から10月19日まで行いまして、12通30件のご意見がいただきました。

既に昨年11月に開催いたしております前回の第50回の都市景観委員会におきまして、このパブリックコメントでいただいた意見についてはご紹介させていただいております。

その意見を踏まえて必要に応じ、景観計画案を修正しまして、その内容についてはご説明は既にさせていただいているところでございます。

その後、これまでの景観委員会のご議論、ご意見も踏まえまして、2枚目以降の表にありますように本市の考え方を整理いたしまして、先月に本市ホームページに掲載しております。

報告となりますが、簡単に内容をご説明させていただきますと、(1)の景観計画区域における景観形成というところでは、中之島や大阪駅周辺あるいは川口といった具体の地名をいただいて、その景観形成に関するご意見をいただきました。

それらの意見に関しての本市の考え方ですが、景観計画に書いてある内容を越えたことや、あるいはまだ全然議論できていないことを答えることはできませんので、これらの意見につきましては、全体を通しまして各区域の地域特性に応じた景観形成方針及び景観形成基準を定めて地域の特性をいかした景観形成を誘導していきますとした表現を用いて回

答させていただきます。

続きましてその裏面ですが、(2)の良好な景観形成のための行為の制限というところでは、景観計画に示しました景観形成基準の具体的な表現についてご意見というかご指摘をいただきました。

これらにつきましては、もっともなご指摘でもありましたので、景観計画案のその表現を修正いたしました。

また、夜間景観の基準についてというところで、何をすればいいかわからないといったご意見もいただきました。

今後、ガイドラインを作るって、あるいは本市の窓口で相談に乗るなど、色々取り組んでいくものではあります。現時点でのお答えとしては、先ほどと同様、地域の特性に応じた夜間景観の形成をはかるという表現をしております。

続きまして、次のページ(3)屋外広告物に関する行為の制限のところですが、ここでは大きく屋内広告物はきちんと規制してほしいというご意見と特にミナミのエリアでは観光あるいは活気の観点から広告物を規制しないでほしいと、そういった意見をいただきました。

これらにつきましては、そういったミナミあたりのにぎわいが直結するエリアにおいても秩序あるにぎわい形成というものを進めていきますというお答えをさせていただいているのと、あと先ほどと同様に地域の特性に応じた都市計画の形成を推進していく、という考えを示しております。

続きまして(4)の景観重要公共施設の指定のところにつきましては、堂島川や土佐堀川にかかる橋梁の指定を検討いただきたいというご意見をいただいております。

これにつきましては、景観委員会でも同様のご意見をいただいていたところですので、今後内部調整を進めまして、施設管理者の同意を得たものについて行っていく予定という回答をさせていただいております。

(5)の景観協議における具体の誘導というところにつきましては、事前協議でのメンバーの提案などをいただいております。

答えとしましては、専門家の意見を聞くことができる仕組みを導入しますという回答をさせていただいております。

あと、景観イメージを具体的に示してほしいという意見がありましたので、届出の手引きを作成する予定であることの回答をさせていただいております。

このほか、市民や事業者の普及啓発に関するご意見や、今後の施策、眺望景観に関するご意見もいただいております。

これについては今後検討していきますと回答しております。

簡単ですが、パブリックコメントに関する報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○橋爪委員長

ただいまの報告に関しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

もう1件報告ございますので、もしありましたら後でまとめてご質問いただければと思います。

では、次の報告、お願いいたします。

○事務局

では、次の報告をさせていただきます。

次第には大阪市景観計画の変更についてというタイトルになっていますが、関連する事項についてご報告させていただきます。

これまで局長の挨拶にもありましたし、私の説明にもありました、現在進めている手続状況ですが、この9月のパブリックコメントを踏まえまして、景観計画案を修正し、前回11月の第50回景観委員会で最終ご了承いただきました。

あと、景観法の景観計画を定めようとするときは、都市計画審議会に意見を聞かなければならないとの規定に基づきまして、12月に都市計画審議会での説明をし、意見を聞いたところ都市計画審議会としては意見なしという結果でございました。

現在は、景観計画の変更に伴いまして、都市景観条例の改正の作業を鋭意進めております。

今月からの市の議会にその改正案を上程することとしております。

それが無事議決されれば、3月末に景観計画の変更の告示と都市景観条例の改正の公布を行いまして、その後半年間の周知期間、準備期間をおきまして、10月に景観計画と条例をスタートしていくこととなると考えております。

景観計画のほぼ最終版ですが、(案)のついた状況で委員の先生のお手元に置かせていただいております。

本当の最終版、（案）が取れたものにつきましては、また改めてお渡しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、条例改正について、この場で少し簡単に説明させていただきたいと思いますので、参考資料3と4をお開きいただきてよろしいでしょうか。

参考資料3が大阪市都市景観条例の改正案について（概要）という1枚ものです。

参考資料4がその条例の新旧対照表となっております。

説明は、参考資料3で説明させていただきたいと思いますが、資料中に現行条例第何条とか、あるいは改正条例第何条という記載がありますので、必要であれば新旧対照表のほうをあわせてご覧いただければと思います。

まず、1番の条例改正の目的としましては、今回条例改正を行う理由ですが、景観計画の変更に合わせて、景観法のほか独自条例や要綱等によって実施してきた景観施策を抜本的に整理し、景観法の諸制度についてさらなる活用を図るとともに本市独自の景観施策の拡充に向けて、都市景観条例の一部を改正するものでございます。

その改正の具体的な内容につきましては、その下（1）以降に箇条書きさせていただいております。

順番に景観計画の届出制度への移行ということで、現在条例に大規模土木構造物の建設等にかかる協議及び届出を定めております。

これを景観法の届出の対象ということで今回位置づけを移行させましたので、これに伴いまして、条例の規定を廃止させていただきます。

次に景観形成推進計画あるいは景観形成地域を景観計画とは別にアクションプランのようなものを定めて景観政策を実施していくとしておりましたが、これにつきましても、景観計画の中で定めていくことにいたしましたので、この景観形成推進計画等の条例の規定を廃止させていただきます。

あと（2）の景観法の諸制度のさらなる活用というところで、屋外広告物の対象とならないような小さな屋外広告物とかガラス面の内側に設置、貼りつけられるような広告物については、景観法の第16条第1項第4号の条例で定める行為とさせていただき、その条例に基づいて届出の対象とさせていただきます。

景観法の規定に基づきまして、新たに条例に特定届出対象行為というものを今回規定いたします。

これをもって変更命令をすることができるようになります。

その手続についても、条例で規定いたします。

ここでは書いていませんが、変更命令をすることができる特定届出対象行為というのは景観法に定めがありまして、建築物及び工作物の新築や増築、改築などの行為が対象となります。

続きまして、景観重要建築物及び景観重要樹木につきまして、指定後の各種手続が定められておりませんでしたので、これを定めます。

景観法の規定に基づきまして条例に管理の方法の基準を規定いたします。

続きまして（３）の現行条例・要綱に基づく制度の継承・充実ということで、これまで景観法に基づく建築物の届出につきましては、要綱により事前協議あるいは完了届けの提出を行ってまいりましたが、これを条例に位置づけ義務化いたします。

あと、現行の条例に位置づけている市民景観協約については、地域景観づくり協定に名称を変えまして、内容を充実させましたので条例の規定も改めております。

あと（４）としまして、責務等に関する規定の新設というところで、条例の前半、最初のほうに市民等の責務などの規定を改めて盛り込んで明確にしております。

主な改正点は以上でございます。

裏面については、その経過と施行日についてですが、これについては先ほど説明させていただいたとおりです。

現在、市の内部で法規を担当する部局と細かな条例の表現について協議調整中でありまして、まだお手元の内容が確定版ではないので、その点ご注意よろしくお願いたします。

続きまして、条例ができた後、我々の作業としてはまだ幾つか残っておりまして、この条例の下に都市景観規則というものがございます。

また後ほどご覧いただければと思いますが、都市景観条例において市規則で定められている事項を規則で定めております。

条例改正の作業と平行して、規則改正の作業を行っているところです。

現在、建築美観誘導制度や事前協議制度というものを要綱で実施していますので、それを条例に移すに当たって、廃止などを行っていくほか、多くの新しい施策を景観計画や条例に位置づけていますので、それを運用するための細かな、内規に近いですが様式集や、その手続の流れなどの要綱を定めていく必要があるのですが、我々としてはまだまだそのような作業が残っている状況でございます。

今後速やかに進めていきたいと思っております。

あと卓上に大阪市景観読本というまだ全然未完成のものですが、置かしていただいております。

これまで事業者向けのガイドラインあるいはマニュアルと呼んでいたものです。

景観計画では分かりにくい部分も多々ありますし、あと目指すべき景観イメージというものはっきりさせ、あるいは具体的な手続の手順や必要な書類、そういったものを分かりやすくまとめた事業者向けのマニュアルでございます。

中身的にはまだまだ精度あげなければならないし、まだ空白の部分もありますが、こういうものを作ろうとしていることを、委員の先生方と共有といいますか、ご報告させていただいております。

資料の準備の都合で一面に2ページ印刷して字が小さくなっていて恐縮でございます。

少しだけ中身を見ていくと、1枚開いていただくと目次があります。

景観法に基づく届出マニュアル、いわゆるマニュアルの部分とか、あるいは景観重要公共施設の景観指針、あと地域主導まちづくりの進め方、資料編、そういった構成となっております。

例えば7ページ以降は、景観形成の手順となっておりますが、景観特性の読み解き方や景観形成、コンセプトの考え方、ただ基準を守っていればいいということではなく、そこに至るまでの建築物を計画する上で、考えてほしいことを写真など使いながら説明しようとしております。

中身的にはまだ精度が低いところもありますが、イメージだけご理解いただければと思っております。

例えば、16、17ページ以降は、モデル地区、モデルケースを用意しまして、イメージ図を使いながらコンセプトや基準を解説をしていこうと考えております。

中段は景観計画書と同じような基準が載っていますが、81ページからは、それぞれの景観形成基準では一体何をしようとして、そのような基準になっているのか、あとこの基準でどうしてほしいのかというところを少し解説しながら、これも写真やイメージ図などを使いながら、建築物を計画する際に頭に入れて考えてくださいという思いで作っております。

最後の145ページからは、今回地域景観まちづくり協定という制度をつくりましたので、それを活用していただくにあたって、こういう進め方でこういうこと考えてくださ

い、などの解説を作っております。

まだ作成途中で、本当はこの場でお配りできるような状況ではないのですが、今こういうものを作っているというところをご報告させていただきました。

これにつきましては、今年度中、3月末までには一旦内容を作り切りたいと考えております。

これ自体は、景観委員会の審議事項ということではないですが、またお時間あるときでも見ていただいて、後日でも結構ですので、ご意見等があれば教えていただければ幸いですと思っております。

最後に、この景観読本の中で、幾つかのテーマについて景観委員会の委員の先生にコラムを執筆していただければと思っております。

また別途お願いに上がりますが、お願いされた先生方には、ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

事務局からの報告は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

はい、ありがとうございました。

今のご説明全般に関しましてご質問、ご意見などございますか。

いかがでしょう。

この景観読本の前のバージョンはあるのですか。

○事務局

現行制度のガイドラインが今お手元にありますこの2冊です。

手続編とガイドライン編に分かれております。

○橋爪委員長

従前は手引きだったものが、この読本になるというか、読みやすくしようという。

○事務局

そうですね、おそらく景観計画は見ても分かりにくいところもあって、むしろ事業者の方はこちらを見て計画をされるのではということを入れて、どのように建築物等を計画し、その流れに沿ってできるだけ分かりやすいものを作っていきたいと考えております。

○橋爪委員長

この景観読本の判型は、これよりも小さい。まだ考えてない。

○事務局

おそらくA4の冊子になるのではないかと、少し分厚くはなると思います。

○橋爪委員長

かなり分厚いですね。

○事務局

印刷するか、ホームページに掲載するかの議論もあるかと思うのですが。

○橋爪委員長

最近のことですとホームページとかでも見ることができるという方向になるのでしょうか、おそらく。

何かご意見、ご質問等あれば。

○長町委員

今の景観読本ですが、これを作っていくというのは、素晴らしいことだと思います。

その中で2点ほど申し上げたいのですが、一つは従前のものはガイドラインと手続編となっていて、わざわざ2分冊しているのは、両者がはっきり違う機能を持っていたのではないかと、1冊にまとまっていること自体は、もし印刷したときもいいと思うのですが、そのときにこの従前のガイドラインを見ますと、何かハウトゥー本というか、どうしたらいいのかというのが、書かれているものなので、そういう意味でいくと、この景観読本もそういった事業者の人が、言われていることをやるためにどうすればいいのかが分かるようなものになっているべきではないかと思います。

そういう意味でいくと、今まだ本当の取りかかりだと思うのですが、分かりやすさみたいなところで、ハウトゥーなのか説明なのか、あるいは手続きのことなのかというのが見て分かりにくいので、ぜひそこを整理していただけたらと、ましてやウェブになりましたら、PDFで部分ダウンロードになると思うので、章立てもそういうデジタル状態の章立てを意識していただくとよいのではないのでしょうか。

もう1点は、今回の改訂で夜間景観について各エリアごとに考え方というのを盛り込んでいったと思います。

そういう意味でいくと、今景観読本、まだ取りかかっていないのだと思いますが、それぞれのところでの夜間景観のやり方、ハウトゥーも抜けていますし、全体で語るのか、個別の地区別に語るのか、どちらでもやり方あると思うのですが、しっかり夜間景観につい

て書かないと絶対分からないので、盛り込んでいただいたら結構かなと思います。

○事務局

ありがとうございます。

確かにわかりやすくするために作っている図書で、どこを見ていいか分からないとなったら、何しているか分からないので、そこは工夫して章立てや、あるいは目次かも分からないですけど、きちんと分かるように工夫したいと思います。

夜間景観について、できる限り入れていきたいと思っています。

もしかしたら、光のまちづくり委員会の検討などを参照しながら、それらを引用したような書き方するのもかもしれません。

まだ全然イメージはないのですが、夜間景観については先ほどもありました、今後さらに我々が検討を深めていかなければならないと考えているところですので、どこまで載せられるかわかりませんが、できる限りイメージ、こういった照明がいいですよ、みたいなのが分かるようなものは入れていければと思っております。

○長町委員

それを申し上げますと、光のまちづくり委員会のほうでは、技術指針の冊子も既に出していますので、そこから抜粋しながら、全部載せていけると思います。

それプラスでいきますと、ここで語られている、例えばパース上のところに矢印でデザイン的な、これでいきますと26ページとか27ページの表現ございますよね。

このケーススタディをしようとされているところ、そこに一部、例えば光のまちづくり委員会のほうでもケーススタディが済んでいるエリアというのが多少あるわけですから、そういったところを参考でどちらにしろケーススタディであればね。

全部網羅する必要もないでしょうし、入れることで具体的なことがわかるのではないのでしょうか。

漠然としないことがハウトゥーだと思いますので、そういう意味でいくと部会をこれから立ち上げられるということですから、部会審議にしてもいいと思いますし、盛り込まないというのは絶対ないと思うので、頑張って盛り込むと、既にある資料から抜粋してというのがいいのではないのでしょうか。

○事務局

ありがとうございます、一応この手続マニュアルは、今回の景観計画を補足するものなのですが、どこまで補足できるかというのは我々も悩ましいところもあって、夜間景観に

については、例えば100ページで記事の中に3種類の表現を入れているのですが、それぞれ3種類はどんなものか写真を入れて分かりやすくしたいと思っていますところ。

先ほどもありましたが、眺望景観や夜間景観というのはかなり奥が深いものなので、今回の読本の中にどこまで入れるかというのは検討させていただきたいと考えております。

○橋爪委員長

ほかいかがでしょうか。

○嘉名委員

では全体を通じて意見というか、実は建築学会というところで、景観小委員会というところに入っていて、この3月に出版を予定して、そのご案内をします。

景観法10年たって全国でどんな景観計画がつけられたか、景観施策展開されたのか、この10年をまとめるという作業を今まさに佳境の状態で行っているのですが、大体全国で3分の1くらいの自治体さんが景観行政団体になられて、景観計画、景観行政団体自体もう700近いのではないかと思います、それぐらいになっています。

この間何があったかという、大阪市さんもいち早く景観法ができて景観計画つけられたのですが、やはり10年たってリニューアルされたところはかなり多いという状況があります。

一つは大阪市さんもされましたけど、詳細化とかローカル化と我々呼んでいますが、エリア設定をかなり細かくするというような、重点届出とかあるいはゾーニングを細かくするというようなことが大きな特徴です。

それからあとは基準をオリジナルで考えるみたいなことも小さい自治体ではやられています。

例えばこの近辺であれば、三田とか西宮市で行っている間口緑視率とか、要はそんな基準を自由に作れるというのが景観法の特徴なので、その辺使われているところ、それからあとは、大阪市さんもこのたび始められるという部分も多分にあるのですが、いわゆるレビュー型というか、話し合いで決めていくという、要するに事前に確定型の基準を提示してそれに合っているかどうかということではなかなか難しいので、もちろんそういう基準はあるのだけれども、それに加えて話し合いをしていくということをかなり重視するというのも大きな特徴です。

そのときにどんな議論がされたのかというのを公開するべきではないかとか、あるいは不利益を被るみたいなどころがあるので非公開のほうがいいのではないかとか、これは実

は自治体ごとにかなり温度差があって、この辺はまだ正解が出てないというか、今まさに混沌とした状況にあるということです。

大阪市さんの先ほどのパブリックコメントでもそうでしたが、やはりこの間取り組まれてきた政策みたいなものが、市民の皆さんにも受け入れられているのかなと思いますが、例えば水辺とか夜間景観とかそういうことをもっとやるべしと、むしろ言うっていただけるというのは、かなりご理解いただけてきているのかなと、たぶん10年前だとなかなかこのような議論にならなかったと逆に思っています。

先ほど長町委員からもお話がありましたけど、多分今やらなければならないこともたくさんあって、かといってある時点で景観計画ができていて、それは平行して走っていく、今回は部会もさらに細かくつくられるということですから、もちろん質的充実をはかりながらさらに充実させていくのだけれども、ある時点で10年という節目で、景観計画をつくり変えたと、要はそれ同時にやらなければいけないというのはとても事務局大変なんですけど、少し中長期をにらみ、展望をもって取り組む施策と、とにかく新しい景観計画ででき上がったものを市民の皆さんあるいは事業者の皆さんにどう理解していただくかというのは、頭の使い方が違う部分があって、そこは整理しながらやっていかれるといいのかなと思いますし、長町委員が先ほどおっしゃられていたように、例えば光なんかはかなり民間レベルというか、そういう委員会でもかなり蓄積もあるので、いろんなところとも連携しながら、質的充実をはかっていくということかなというふうに思います。

ざっくりとした意見ですけれども、以上でございます。

○橋爪委員長

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では特にご意見そのほかないということでございますので、先ほどの景観読本に関しましては、事務局から直接委員の皆様の方にコラム執筆、何名かの方かと思いますが、これを執筆をしてくださいという依頼があるということでよろしいですか。

○事務局

改めて事務局から委員の先生にお願いにあがろうと思っております。

その際はよろしくお願いたします。

○橋爪委員長

では最後でございます。

今後の委員会のスケジュールに関しまして、説明をお願いいたします。

○事務局

都市計画委員会の今後の予定について、簡単にご説明いたします。

今年度は本日の委員会が最後となります。

来年度ですが、先ほども少し言いましたが、要綱の改正などの作業が当初ありまして、4月から6月ぐらいに考えております。

6月ごろに委員会を開催させていただきまして、ご確認や部会の設置などについてお願いしたいと考えております。

本日、ご了承いただきまして、委員長から委員の先生を指名していただきました都市景観資源検討部会につきましては、来月3月に開催させていただきまして、西成区と東住吉区の物件紹介をさせていただきたいと思っております。

現地調査がありますので、5月とか6月になると思います。

お忙しいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

最後私から一言だけ申し上げたいのですが、昨年ロサンゼルス都市計画のところにヒアリングに行きまして、この何年か景観が向こうでもかなり議論されたことがあると、それはLAライブという民間がコンベンション施設等を新たに公共から管理を引き受けて、この10年ほどで整備をしているのですが、そのエリアマネジメントの中の財源にもなるのですが、建物全体あるいは広場全体に巨大なパネルをつくって、多分30や40のパネルでCM、企業の広告等が一斉に連動してまち全体がデジタルサイネージのような、そういうふうな事例が出てきたと、計画行政側、都市計画部局としては、なかなかそこだけ特別に認めるというのはいかないのだということも議論したら結局そこは認められたと、あの事例とか、そのときのモデルが銀座かタイムズスクエアみたいなものをロサンゼルスに、都心に最先端につくりたいというふうな説明がございました。

また技術的なものもありますし、情報化、通信とかの関係もあって、面的にサイネージとか夜間景観が作ることができるというふうなこと、タイムズスクエアに行きまして、幾つかの広告パネルが全部連動していて、ある企業と広告が街中全部に見えるという状況になっている。

これはもう10年前には考えられなかった状況が出てきております。

景観に関することも、大体10年節目くらいで、先ほど申し上げたように私が大学院生だったころから大体10年くらいでこの間来ているのかなという気が大まかに思いますが、その度ごとに次の10年先には想定できなかった新しいアイデアとか、新しい技術があつて、なかなか規制と緩和を考える中で、想定できなかったものが出てきているように思います。

なので、今回の条例改正の先にも現時点ではなかなか技術的に見えてないことが、将来、5年10年のときにできてくる可能性があるなということです。

私は絶えず想定外ではなくて、かなり技術的な可能性を踏まえて景観のあり方を考えていかなければいけない、それと今申し上げたエリアマネジメント等を先ほどの話は割と地域というか住宅地だとコミュニティーとの話し合いの中で、地域の景観を考えるということですが、都心部等ではエリアマネジメントと関連して景観形成を考えていかなければいけないという方向に出てくるかと思えます。

従来型の景観だけではなくて、新しい景観をつくるという視点とエリア全体がマネジメントを取り入れた景観が重要だということを最後に、私の意見として少し申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

それでは本日の会議は以上でございます。

進行を事務局にお返しいたします。

○中西都市景観課長代理

ありがとうございました。今後も多くの内容につきましてご審議お願いすることになろうとか思いますが、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、第51回大阪市都市景観委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
